

競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：オムロンソーシアルソリューションズ株式会社
業者の住所：東京都港区港南2-3-13
- 競争参加停止措置期間：2024年2月1日～2024年2月29日
(1ヶ月)
- 事実概要：
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社は、当社発注の「交通管制中央装置補修工事(30-1-大管・神管)」において、設置した「変圧器盤1」の端子台が発火し、交通管制の一部の機能が利用できなくなった。

- 競争参加停止措置理由：
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社が当社発注の「交通管制中央装置補修工事(30-1-大管・神管)」において、設置した「変圧器盤1」の端子台が発火し、交通管制の一部の機能が利用できなくなったことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止要領」別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第1>

措置要件	期間
1～4 略	
5 会社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6～8 略	